

須賀川小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法、平成25年)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(3) 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行う。

ア いじめの未然防止に向けた取組

分かりやすい授業、いじめに対する感性の育成、「ありがとう運動」等を推進した自己有用感の向上、学級経営の充実

イ いじめの早期発見

日常観察からのいじめ前兆の把握、教員のいじめに対する意識の高揚、教育相談体制の整備、アンケート等の実施と活用、保護者・地域との連携

ウ いじめに対する対応

・いじめが起きた場合の初期対応

…いじめられている児童といじめた児童の双方に事実を確認し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、支援と指導を行う。等

・いじめを確認した場合の対応

…いじめられている児童といじめた児童の双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。等

・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

…全ての教職員で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。等

エ 重大事態への対応

市教育委員会、警察署・医療機関等の協力を仰ぎながら、事実関係を明確にする。いじめの解決に向け、適時・適切な方法により学校組織をあげて行う。いじめ対策委員会でも再発防止策をまとめ、実践する。

(4) いじめの解消の定義 (次の2つの要件を満たすこと)

ア いじめに係る行為が相当の期間止んでいること (3か月を目安とする。)

イ いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2 関係諸機関との連携

市教育委員会(学校教育課)、市教育支援センター、医療機関、県北児童相談所、大田原警察署 国際医療福祉大学、市少年指導センター、栃木県精神保健センター 等

3 年間指導計画

- いじめ対策の共通理解及び対応マニュアルの確認
- 児童の情報交換(毎週月・水曜日)
- 友達アンケート(隔月)
- hyper-QUの実施と分析
QUを活用し、よりよい学校生活と友達づくりを図る。
- 定期教育相談(年2回・6月、11月及び随時)
- いじめ対策委員会(年5回及び随時)
- 家庭訪問・個別懇談



4 前年度の報告

令和5年度の本校のいじめ件数は0件でした。今後も、いじめのない学校づくりを推進します。